

# 届け出をお忘れなく

春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる季節です。住所が変わると下記のような手続きが必要になります。忘れずに届け出をしてください。  
※下表の赤字は届け出の際に必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。 清田区役所 ☎889-2400

火の取り扱い  
いつも慎重に！

		転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	詳細	
住民票・印鑑登録・転校など	住所の変更 (住民票の異動)	転出先の住所を確認の上、転出前に転出の届け出。 →転出証明書を発行しますので新住所地で届け出してください。 届け出人の印鑑・届け出人の氏名が確認できるもの(免許証など)	住民異動届(転入届)。 *転入後14日以内に届け出 前住所地で発行した転出証明書・届け出人の印鑑・届け出人の氏名が確認できるもの(免許証など)	住民異動届(区間異動・転居届)。 *転居後14日以内に届け出 届け出人の印鑑・届け出人の氏名が確認できるもの(免許証など)	戸籍住民課 1階23番 ~27番窓口	
	印鑑登録	転出前に印鑑登録証の返還(登録は転出届により自動的に廃止)。 印鑑登録証	新たに登録の手続き。 登録印鑑・本人を確認できる書類(事前にお問い合わせください。)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。		
	転校(小・中学校)	今までの学校から在学証明書と教科書給付証明書をもらい、転出先で手続き。	前の学校で発行した <b>在学証明書</b> を住民異動届とともに提出。 →入校票を発行しますので、 <b>在学証明書</b> とともに新しい学校で手続きをしてください。 <b>在学証明書</b>			
国民健康保険・介護保険・国民年金	国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還。 印鑑・国民健康保険証・納付通知書	新たに加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)・預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・国民健康保険証・納付通知書	保険年金課 1階2番窓口	
	介護保険	保険証の返還。要介護認定(申請中も含む)の方は、受給資格証明書の交付の手続き。 印鑑・介護保険証・納付通知書	要介護認定を受けていた方は、加入の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・受給資格証明書	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 *転入後14日以内に届け出 印鑑・介護保険証・納付通知書		
	国民年金 加入者 受給者	新住所地で住所変更の手続き。 平成14年4月から国民年金事務の一部が変わります。詳しくは、本誌14ページをご覧ください。 住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所へ郵送。 *詳細は社会保険事務所へ。	14日以内に住所変更の手続き。 印鑑・年金手帳・前住所地での納付書	異動届で自動的に変更。年金手帳に新住所を記入してください。		保険年金課 1階1番窓口
児童手当	転出前に消滅の手続き。 印鑑	新たに認定の手続き。 印鑑(後日、書類を用意していた だくともあります。)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。			
児童手当・敬老手帳・医療費の助成など	児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の届け出。 道外転出は区役所で届け出、道内転出は新住所地で届け出。 印鑑・手当証書	住所変更の届け出。 印鑑・手当証書	新住所地の区役所で住所変更の届け出。 印鑑・手当証書	保健福祉サービス課 1階9番窓口	
	各種医療費の助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子)	転出前に受給者証の返還。 受給者証	新たに申請手続き。印鑑・健康保険証・重度障害の方は身体障害者手帳(前住所地の13年度の所得証明が必要な場合があります。)	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 受給者証		
	身体障害者手帳 療育手帳	福祉バス・福祉タクシーチケットの返還(6番窓口)。 バス・チケット	住所変更の手続き。 手帳・療育手帳の場合は本人の顔写真	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 手帳		
	特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の届け出。 印鑑	住所変更の届け出。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の届け出。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳		
	敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還。 敬老手帳	新たに申請手続き。健康保険証など生年月日を確認できるもの	ご自分で新住所を記入してください。		保健福祉サービス課 1階6番窓口
	敬老パス (70歳以上の方)	敬老パスの返還。 敬老パス	住民異動届提出後に案内通知を送付します。	そのままご利用ください。		
市 税	軽自動車 原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車の手続き。 印鑑・運転免許証・ナンバープレート・標識交付証明書	新たに登録手続き。 印鑑・廃車証明書・運転免許証・販売証明書	住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	課税課 2階	
	自動車 軽自動・軽二輪車 (125cc超250cc以下)	転出先の軽自動車協会で行う手続き。	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目1-20 ☎768-3955)で行う手続き。			
	固定資産税 小型二輪車 (250cc超)	転出先の陸運支局で行う手続き。	札幌陸運支局(東区北28条東1丁目 ☎731-7169)で行う手続き。 *時間外のお問い合わせは ☎721-5489(テレホンサービス)へどうぞ。			
固定資産税	土地、建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください。(電話かはがきでも結構です)。					

\*なお、水道・下水道に関する届け出は、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。